

1
 教育課程等に関する事項

評価基準
 1＝優れている
 2＝良い
 3＝おおむね満足
 4＝一部要改善
 5＝要改善

(1)教育目標について

	評価項目	評価結果	評価点数
①	・校訓・教育方針(スクールポリシー)が教職員、生徒・保護者など、学校関係者によく浸透しているか。	「インディペンデントラーナー」という言葉については、当校においては繰り返し使用されている言葉である。	1
②	・多様な生徒の学力・体調面など、個々の状況に応じた適切な支援・指導を実現できているか。	引き続き遵守していく。	1
③	「基礎学習」を身につける学習指導ができているか？	「高校入門」科目を中心に、マイプロ学習の中で中学までに身につけておかなければならない学習項目を復習することがある程度できている。	2
④	生徒が主体性、協働性、創造性、社会性を備えることを目指した指導ができているか？	普段の登校の中で、集団の中でのコミュニケーションや心身の成長を促す取り組みはできている。	2

(2)教育課程及びそれに基づく指導と評価

	評価項目	評価結果	評価点数
①	高等学校教育として、教育課程に関する法令等に従い、適切な教育課程を編成することができるか？	二重三重のチェックを行い、履修登録間違い等のミスを防いでいる。	1
②	教育課程の実施に当たって、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動のそれぞれについて、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を具体的に定めた指導計画を作成することができるか。	達成できている。	2
③	下記の項目を網羅した通信教育実施計画を作成されているか。 ・通信教育を実施する各教科・科目等の名称及び目標に関すること。 ・通信教育を実施する各教科・科目等ごとの通信教育の方法及び内容並びに一年間の通信教育の計画に関すること。 ・通信教育を実施する各教科・科目等ごとの学習の成果に係る評価及び単位の修得の認定に当たっての基準に関すること。	引き続き遵守していく。	2
④	通信教育実施計画を学校ホームページに公開しているか？	引き続き遵守していく。	1
⑤	指導と評価に当たっては、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくんでいるか。また主体的に学習に取り組む態度を養うことについて、適切な教育が実施されるよう教育活動の工夫を図っているか。	引き続き遵守していく。	1
⑥	集団活動の場として欠かすことのできないホームルーム活動をはじめとした特別活動を、年間指導計画に基づき、卒業までに30単位時間以上指導しているか。	引き続き遵守していく。	2

(3) 添削指導及びその評価

①	添削指導については、生徒の学習の状況を把握し、生徒の思考の方向性につまずきを的確に捉えて指導されているか。	引き続き遵守していく。	1
②	添削指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行っているか。	引き続き遵守していく。	1
③	指導要領において定める添削指導の回数の標準を踏まえて、各教科・科目等における添削指導の回数を十分確保しているか。	引き続き遵守していく。	1
④	マークシート形式のように機械的に採点ができるような添削課題や、択一式の問題のみで構成される添削課題ではないか。	引き続きより改善が必要。	2
⑤	添削指導の実施に当たっては、年度末や試験前にまとめて添削課題を提出させたり、学期当初に全回数分の添削課題をまとめて提出することを可能としたりするような運用は行っていないか。また、添削指導や面接指導が完了する前に、当該学期の全ての学習内容を対象とした学期末の試験を実施したりするようなことがないように計画的に実施しているか。	引き続き遵守していく。	1
⑥	添削指導の実施に当たっては、正誤のみの指摘はもちろん、解答に対する正答のみの記載や一律の解説の記載だけでは不十分、不適切であるので、各生徒の誤答の内容等を踏まえた解説を記載するなど、生徒一人ひとりの学習の状況に応じた解説や自学自習を進めていく上でのアドバイス等を記載しているか。	引き続きより改善が必要。	2
⑦	生徒から添削指導等についての質問を受け付け、速やかに回答する仕組みを整えてるか。	引き続き遵守していく。	1

(4) 面接指導及びその評価

①	面接指導は、その内容について、絶えず改善に努めているか。	引き続き遵守していく。	1
②	面接指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行っているか。	引き続き遵守していく。	1
③	各教科・科目における面接指導の単位時間数は1単位時間を50分として計算された単位数に見合う面接指導の単位時間数を十分確保されているか。	引き続き遵守していく。	1
④	面接指導は、添削指導等を通して明らかとなった個々の生徒のもつ学習上の課題を十分考慮しながら、年間指導計画に基づき、自宅学習を行う上で必要な基礎的・基本的な知識について指導したり、個々の生徒のもつ学習上の課題について十分考慮しその後の自宅学習への示唆を与えたりするなど、計画的、体系的に指導し、個に応じた指導の徹底を図っているか。	引き続き遵守していく。	1
⑤	面接指導は、個々の生徒に応じたきめ細かな指導が行えるよう、多くとも40人を超えない範囲内で設定されているか。	引き続き遵守していく。	1
⑥	面接指導は、指導要領に規定される各教科・科目等の目標及び内容を踏まえ、計画的かつ体系的に指導しているか。特に特別活動や総合的な探究の時間は適切に実施しているか。	引き続き遵守していく。	1
⑦	学習等支援施設への通学と、指導要領等に基づき高等学校通信教育として実施される面接指導とは明確に区別されているか。	引き続き遵守していく。	1
⑧	集中スクーリングの実施については、1日に実施する面接指導の時間数は適切か。(生徒及び教職員の健康面や指導面の効果を考慮して、1日8時間を超えるような朝から夜間までの授業をしていないか。)	生徒及び教職員の健康面や指導面の効果を考慮して留意していく。	2

(5) 多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による面接指導等時間数の減免

①	ラジオ放送、テレビ放送その他多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行っているか。	引き続き遵守していく。	1
②	多様なメディアを利用して行う学習は、計画的、継続的に取り入れているか。また高等学校教育の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮されているか。	引き続き遵守していく。	1
③	報告課題の成果を十分に確認し、多様なメディアを利用して面接指導の時間数又は特別活動の時間数の一部免除を行っているか。	引き続き遵守する。	1

④	合わせて10分の8を超えて面接指導の時間数又は特別活動の時間数の免除することができるのは、例えば病気や事故のため、入院又は自宅療養を必要とする場合、いじめ、人間関係など心因的な事情により登校が困難である場合、遠方に居住していたり、仕事に従事していたり、海外での生活時間が長いなどの理由で時間の調整がつかない場合など、生徒の実態等を考慮して必要がある場合に限っているか。	引き続き遵守していく。	1
⑤	生徒の面接指導等時間数を免除しようとする場合には、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないよう、免除する時間数に応じて視聴報告課題等の作成を求めるなど、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を十分に確保しているか。	引き続き遵守していく。	1

(6)試験及びその評価

①	試験は、添削指導及び面接指導等の内容と十分関連付けて、その内容及び時期を適切に定めているか。	引き続き遵守していく。	1
②	試験問題が毎年同じであったりするなどの不適切な試験が実施されていないか。またコンピュータやタブレット端末等を用いてオンラインでの試験等を実施する場合、確実な本人確認や不正行為防止の仕組みを構築し、実施校の適切な監督下で実施しているか。	引き続き遵守していく。	1
③	試験の採点及び評価に当たっては、その採点基準及び評価基準を踏まえ、各教科の教員免許状を有する実施校の教員が行うこととすること。	引き続き遵守していく。	1

(7)学校設定教科・科目、総合的な探究の時間の実施

①	学校設定教科・科目の開設、実施に当たっては、年間指導計画に基づき、資格のある教員が適切に実施しているか。単なる体験活動の実施を単位認定するような運用や、生徒の学習状況の把握及び評価が十分に行われないうまま実施されるような運用をしていないか。また、学校設定教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上を確保しているか。	引き続き遵守していく。	1
②	総合的な探究の時間の添削指導の回数については、指導要領の規定を踏まえ、1単位につき1回以上を確保しているか。	引き続き遵守していく。	1
③	総合的な探究の時間における面接指導の単位時間数については、指導要領の規定を踏まえ、観察・実験・実習、発表や討論などを積極的に取り入れているか。	引き続き遵守していく。	1

(8)生徒指導・進路指導・いじめ防止・家庭との連携

①	生徒一人ひとりの状況に即し、主体的な進路選択に結び付く適切な指導をしているか。	引き続き遵守していく。	1
②	生徒が心と体の健康を自ら管理できる知識と実践力を育成しているか。	健康に関する指導・支援を行う教員・指導員の育成が重要である。	2
③	学校に在籍しながら履修登録を行わない生徒や、履修登録しているにも関わらず、添削課題への取組や面接指導への参加が困難な生徒に対しては、例えば生徒や保護者等への面談や電話かけ等を行うなど、個々の実情に応じ、適切な指導又は支援を行うよう努めているか。	引き続き遵守していく。	1
④	生徒に対し、各種情報活用能力・知識を向上させているか。	情報教育を行う教員・指導員の育成が重要である。	2
⑤	情報発信・公開に伴う責任など、情報モラルの教育に取り組んでいるか。	情報モラル教育を行う教員・指導員の育成が重要である。	2
⑥	生徒個々の学習進捗状況を把握し、提出期日に遅延がないよう計画的な支援ができている。	引き続き遵守していく。	1
⑦	すべての生徒が安心した学校生活を送れるよう、基本方針に基づき、いじめ対策委員会が設置され、いじめや暴力を許さない指導を有効に実施することができているか。(「相互理解の向上」「道徳教育・人権教育」「行動指標の策定」)	一部組織の見直しと、体制を再構築が求められる。 ・相互理解の向上(互いを認め合える集団作り)は普段の登校・スクーリングを通じて自己有用感の醸成はできつつある。 ・「道徳教育・人権教育」(相手の心身の痛みを知り、思いやる心を育む)は普段の登校・スクーリングを通じて自己有用感の醸成はできつつある。 ・行動指標の策定(「やめて」と伝える、離れる、助けを求める(や・は・た)の理解)はこれからの取り組みとして実行していく。	4
⑧	・いじめ基本方針は、教職員・生徒・保護者に周知徹底しているか。	引き続き遵守していく。	1
⑨	・学校生活アンケートを活用しながら、学級担任や部活動顧問などがいじめが起こらないよう日常的に生徒に目を配っているか。	引き続き遵守していく。	1
⑩	・いじめが発覚した場合の、速やかな保護者への連絡や関係機関との連携体制や、事態への組織的対応体制は構築されているか。	体制・組織作りは発展途上であり、今後さらに取り組みが求められる。	4
⑪	各種イベントや体験学習、校外学習等を通して、生徒が多様な経験や体験を得られる機会を提供している。	引き続き遵守していく。	1
⑫	保護者・家庭とは計画的かつタイムリーな連携を取り、充実した学校生活を送れるよう支援しているか。	引き続き遵守していく。	1
⑬	地域との連携他、学校関係者によるそれぞれの立場・視点から意見を出し合うことを通し、学校評価や開かれた学校づくりが進められているか。	引き続き遵守していく。	1
⑭	地域社会、企業と連携協力が図られているか。	引き続き遵守していく。	1

2 学校の管理運営に関する事項

評価基準
1＝優れている
2＝良い
3＝おおむね満足
4＝一部要改善
5＝要改善

(1)組織運営・研修について

	評価項目	評価結果	評価点数
①	添削指導、面接指導、試験、多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導について、教員免許状を保持している教員を配置し実施しているか。	全て教員免許保持者が行っている。(教員免許状の確認も確実に行っている)	1
②	不登校経験や中途退学その他多様な課題を抱える生徒の実態等を踏まえ、養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するなど、きめ細かな支援の充実に努めているか。	当校では努力事項ではなく、義務事項として実施している。今後さらに多職種連携の職員配置に努めていく。	1
③	特別な支援を要する生徒の実態等を踏まえ特別支援教育に関する専門的な知識・経験を有する教員等の配置、個別の指導計画や個別の教育支援計画の策定・活用、教員の専門性向上のための研修の実施等により、支援の充実に努めているか。	当校では義務事項として実施している。ますます充実に努めていく。	1
④	進学・就職支援を担当する教職員やキャリアカウンセラーを配置するなど、生徒の社会的・職業的自立に向けた支援の充実に努めているか。	当校では、進路指導部会に所属する教員およびスクールカウンセラーにより実施している。就労移行支援事業所、自立支援・生活訓練事業所との連携、紹介・あっせんなど、手厚い支援と伴走ができる体制をつくっている。	2
⑤	校内における研修の実施体制が整備されている。	教員の指導力の向上のための学習指導や生徒指導等をテーマとした研修は定期的に行われている。	2
⑥	添削指導等の質の確保、向上のため、校内外における教員研修の機会の充実に努めているか。	引き続き遵守していく。	2
⑦	各種文書や個人情報等の学校が保有する情報が適切に管理され、教職員に情報の取扱方針が周知されている	個人情報を適切に取り扱うことが私たちの社会的責務と認識し、関係者全員に周知徹底されている状態である。	2
⑧	職員会議等が情報交換と課題検討・解決の場として有効的に機能している。	オンラインミーティングツールを活用し、定期的な会議体の場を複数設けている。	2
⑨	校務分掌や主任制が適切に機能するなど、学校の明確な運営・責任体制が整備されている。	各主任については、会議運営・情報の共有・計画立案などに責任を持ち、円滑な校務運営に寄与している。	2
⑩	事務職員の配置等による学校事務体制の整備に努めている。	ますます充実を図っていく。	2

(2)教育環境整備等

①	面接指導等を実施した校舎の施設・設備は教育上適切であったか。	スクーリング(面接指導)は 特区域内の定められた施設で適切に行われている。	2
②	学習等支援施設・提携サポート施設で学習面、生活面の支援が適切かつ十分に行われているか。	スクーリング(面接指導)が行われていない支援施設においても、適切に学習支援、生活支援等が行われている。	1

(3)通信教育連携協力施設の設置等

①	提携サポート施設(通信教育連携協力施設)と協力・連携を行にあたり、これらの連携施設との協力・連携について担当する教職員を配置し、定期的に訪問するなど、適切な協力・連携関係の確保に努めているか。また連携協力施設で学習面、生活面の支援が適切かつ十分に行われているか確認をしているか。	専任の「サポート校支援部」を置き、定期的に訪問・指導を行っている。	2
②	提携サポート施設(通信教育連携協力施設)との施設及び設備は、教育上及び安全上支障がないものでなければならないかを確認しているか。	当該事項について確認を行っているが、さらに留意していく。	2
③	提携サポート施設(通信教育連携協力施設)との教育環境の確保に当たっては、多様な生徒の実態を踏まえ、例えば保健室の整備や養護教諭等の配置を行うなど、生徒にとって安心・安全な居場所を提供することができるものとする。	保健室・養護教諭の配置については、今後充実を図っていく。	3

(3)学校評価

①	教育活動その他の学校運営の状況について、自己評価及び関係者評価の実施を行っているか。	実施はしているが、内容についてはまだ改善点がみられる。	4
②	通信教育連携協力施設を設ける場合においては、通信教育連携協力施設ごとに、教育活動その他の当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る状況について、自己評価の実施を行っているか。	実施はしているが、内容についてはまだ改善点がみられる。	4
③	(上記の評価を行うにあたっては)実施校による各通信教育連携協力施設への実地調査の実施や連絡会議の開催等を通じて、少なくとも1年度間に1回は行っているか。	当校では「サポート校監査室」を設置し、実施している。	3
④	上記①及び②の評価を行った場合には、その結果を実施校の設置者に報告すること。また、これらの評価結果に基づき、学校運営や教育活動等の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めているか。	行ってはいるが、内容についてはまだ改善点がみられる。	4
⑤	外部の専門家を中心とした評価者による第三者評価の実施により、学校が自らの状況を客観的に見ることができるようになるとともに、専門的な分析や助言によって、学校運営や教育活動等の適正化に資するものとなることに加え、学校の優れた取組や、学校の課題とこれに対する改善方策等が明確となり、学校の活性化や信頼される魅力ある学校づくりにつながることを期待されるものであることから、主体的な学校運営改善の実現に向けた有効な手段として、学校の実情に応じ、第三者評価を活用しているか。	学校審議会の審議委員(専門家)の意見も踏まえた第三者評価を設置認可者にしていただいている。本学独自の第三者評価の実施の検討を進めていく。	5

(4)情報提供

①	学校教育法施行規則第103条の2第1号～第3号で規定する3つの方針(スクール・ポリシー)をHP上で公開しているか。	公表はしているが、内容についてはまだ改善点がみられる。	2
②	学校教育法施行規則第104条で高等学校に準用する同規則第66条及び第67条で規定する自己評価及び学校関係者評価をHP上で公開しているか。	公表はしているが、内容についてはまだ改善点がみられる。	2
③	高等学校通信教育規程第14条の各号について、HP上で公開しているか。	公表はしているが、内容についてはまだ改善点がみられる。	2
④	上記①の情報の公表に当たっては、公的な教育機関として社会への説明責任を果たし、外部から適切な評価を受けながら教育水準の向上を図る観点から、例えば、学校ホームページにおいて情報の公表を目的とするウェブページを設けて、同条第1項各号に掲げる事項等を体系的に整理して発信するなど、分かりやすく周知することができるよう工夫して公表してるか。	公表はしているが、内容についてはまだ改善点がみられる。	2

(5)安全管理の状況

①	危機管理マニュアル等は作成・活用されているか。	毎年度の更新ができていない箇所があるため、改善を要する。	4
②	法定の学校安全計画や、学校防災計画等を作成し、定期的にAED活用法や防災訓練等を実施しているか。	本校舎内で実施をしている。	2
③	安全点検(通学路の安全点検を含む)や、教職員・生徒の安全対応能力の向上を図るための取り組みが適切に行われているか。	実施はしているが、内容についてはまだ改善点がみられる。	3
④	家庭や地域の関係機関、団体との連携が図られているか。	実施はしているが、内容についてはまだ改善点がみられる。	2
⑤	学校事故等の緊急事態発生時に適切に対応できているか。	実施はしているが、内容についてはまだ改善点がみられる。	2

(6)その他

①	編入学による生徒の受入れに当たっては、編入学を希望する生徒が在籍し、又はしていた教育機関について、法令上、編入学が認められるかどうかを確認するなど、適切に処理すること。また、学期の途中で転入学・編入学を受け入れる際には、前籍校における学習状況等を十分に確認した上で、教育課程等に関する事項を踏まえ適切な教育を行うこと。	引き続き遵守していく。	1
②	「高等学校入学者選抜の日程については、各都道府県において公・私立の高等学校及び中学校の関係者による協議等を経て定められていること、高等学校入学者選抜は、中学校の教育活動の成果を十分評価することができる資料及び時期により行われるよう特に配慮することが必要であることを踏まえ、入学者選抜及びその結果の公表は適切な時期に行うこと。また、通信教育連携協力施設において、不適切な時期に生徒・保護者に対して実施校への入学が決定したかのような説明がなされないようにする こと。	引き続き遵守していく。	2
③	実施校において、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第28条第1項各号に定める表簿等を備えているとともに、同条第2項に定める期間、適切に保存すること。また、生徒情報の適切な管理等に努めること。	引き続き遵守していく。	2
④	高等学校等就学支援金の代理受領等の事務を適正かつ確実に執行するとともに、生徒募集等に当たって、高等学校等就学支援金 が、例えば、学校独自の特典や授業料軽減策であるかのような不適切な表示を行わないことはもとより、授業料や高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金、その他の奨学金等の申請方法を含めた取扱いについて適切に説明した上で表示しているか。	引き続き遵守していく。	2
⑤	実施校において、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第5条に規定する学校保健計画、同法第27条に規定する学校安全計画、同法第29条第1項に規定する危機等発生時対処要領、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第13条に規定する学校いじめ防止基本方針などの法令で作成することが義務付けられている計画を作成しているか。	引き続き遵守していく。	1